

お客様各位

税理士法人第一経営川口事務所

相続税セミナーのお知らせ

～来年から広大地の規定が改正されます！評価額が40%UPのケースも！～

いつも大変お世話になり、ありがとうございます。

近年増税傾向にある相続税において、「広大地」の評価方法が大きく改正されることになりました。新たな評価方法は平成30年1月1日以後の相続等により取得した財産評価に適用される予定です。この改正により広大地を所有する多くの方の相続税が増税となります。今年中に対策をとる必要があります。下記のとおりセミナーを開催しますのでこの機会に広大地を含む相続への備えを見直してみませんか。皆様のお申込みお待ちしております。

記

日時：2017年8月10日（木）14：00～16：00（13：30～受付開始）

場所：川口市民ホール（フレンディア）

川口駅東口 キュポ・ラ4階

参加費：無料

講師：菅 美子 税理士



<内容>

- I. 広大地評価の改正解説
- II. 個別相談（ご希望の方）

人数に限りがございますので後日とさせていただきます場合がありますこと予めご了承ください。

<当日ご持参ください>

- ・500㎡以上の宅地をお持ちの方は、その土地の公図・登記簿謄本。

ご住所		
ご連絡先	(TEL)	
参加者のお名前		
個別相談のご希望	有	無

お問合せ・お申込みにつきましては、下記までTEL・FAXにてご連絡・お申込みをお願い致します。

なお、皆様からいただいた個人情報についてはその他の目的には利用いたしません。

【お申し込みは】税理士法人第一経営 川口事務所まで

TEL：048-433-8234 FAX：048-433-8327（担当：塚越）